

議案第 40 号

市川市国民健康保険条例の一部改正について

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 月 29 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「404,000 円」を「408,000 円」に改め、同項ただし書中「16,000 円」を「12,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 理 由

健康保険法施行令等の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。